

令和 5 年度総会

議 案 書

議案第 1 号 令和 4 年度活動報告及び
決算報告並びに監査報告について

議案第 2 号 奈良市自治連合会会則の改正について

議案第 3 号 新年度役員について

議案第 4 号 監事の選出について

議案第 5 号 令和 5 年度活動計画（案）
及び予算（案）について

奈良市自治連合会

令和 4 年度奈良市自治連合会活動報告（ 1 ）

奈良市自治連合会は、令和 4 年度の基本方針として「**基盤組織である自治会の活動を支援し、活性化させるとともに、地域各種団体等と連携のもと、地域自治の仕組みづくりを進めよう**」を掲げ、地区自治連合会相互の連携を図り、その中心的存在として連合体機能を発揮しつつ、更なる「**地域自治協議会**」設立への取組を通して、各地区自治連合会から“頼りになる存在”となることを目指した。

一昨年度から続く「新型コロナウイルス」感染拡大の厳しい環境の中、十二分に感染対策を施しつつ活動することができた。また、新型コロナウイルス対策関連として、役員会・定例会のオンライン参加について、Webex（ウェビーエックス）を利用した。

少子高齢化と人口減少、住民意識の変化などにより、地域において基盤となる自治会の加入率低下、無関心住民の増加、各団体の会員数の減少、高齢化に伴う役員の担い手不足などが顕著になり、先行きが懸念される事態となっており、反面、防災防犯・福祉・教育・環境などの分野で地域に期待される役割が増しつつあり、地域内の活動体の連携や協働、新たな担い手の発掘などが必要となっている。

その対応策として取り組んできたのが、地域の仕組みづくりであり、地域の活動体である各種団体が元気な今のうちに参画することにより様々な能力やノウハウが活かされるだけでなく、住民自らの手で地域の将来像を描き、その課題を見つけ解決していくことこそが、真の地域コミュニティの活性化につながるに違いない。

その一助とすべく、各連合会・自治会の課題解決への取組事例のアンケート（1．自治会加入促進 2．役員のなり手不足解消 3．コミュニティ活性化）を実施し、結果を「市自治連合会だより」に掲載した。

市との地域づくりに関する協議に加え、「地域自治協議会」設立に向けて各地区への支援及び機運醸成策の促進に努めるとともに、設立した地区に対しては持続発展のための見通しを立て、次なるステージへの歩みを確かなものとする。

奈良市としての設立の促進支援策としては、地域づくりコーディネーターが中心となって、地域のみならず市役所内・各団体への意識向上を目指した。

また、自治会交付金制度について、状況の変化に対応するため市と協議し、対象経費の見直しを実現した。

奈良市自治連合会は、集合体から活動体への転換により、「**行動する市連合会**」となり、市とのイコールパートナーとしての参画と協働を推し進め「**存在感のある市連合会**」への変貌を進めて行く。

奈良県自治連合会では今年度梅林相談役が会長に就任され、リーダー役としての負託に応え県全域での地域自治の活性化に寄与している。

1. 「地域自治協議会」の設立及び推進へ、諸施策の推進

（ 1 ）「地域自治協議会検討委員会」（以後、検討委員会と称す）のあり方と市との協議

進捗段階ごとに取り組むべき課題が異なってきたため、設立地区・準備地区及び希望する後続地区による従来型の全体会議と、設立地区のみの連絡会議を交互に開催した。

引き続き市主管部署を中心とした市職員の参加を求めて毎月定例会の直前時間帯に開催することとし、自治連合会長と兼務しない自治協議会長にも委員として参加していただき、課題の共有と意思疎通を図り一体的雰囲気の中に進め、その結果は定例会等の場で委員長から報告し各地区自治連合会長の共通認識を高めることとした。

市との協議に加え、進捗に温度差がある各地区への支援及び設立への機運醸成の促進に努めるとともに、設立された地域自治協議会については、見えてきた課題を解決しつつ活動を軌道に乗せる取組を進めた。

(2) 検討委員会委員による市議会との対話による連携

市議会各会派へ検討委員会の取組状況を説明する機会を設け、新たな地域自治の仕組みとコミュニティ再生のあり方、地域自治協議会の意義や目的とその進め方についてまちづくりの同伴者として理解浸透に努め協力を得ることにしていたが、コロナ禍で順延、正副議長の交代などで立ち止まった状態となった。

しかし、市議会議員には地域づくりの同伴者として対話と設立への支援協力が不可欠であることに変わりはなく、改めて市議会との連携を図る。

(3) 各地区への支援及び設立への機運醸成策促進

「設立地区」については、市からの継続的支援が決定されたので、仕組みの定着と活動を軌道に乗せるための見えてきた課題の共有や解決への相互研修を実施、持続可能な仕組みへの相乗効果を狙った。

しみんだより等広報誌配布などの受託事業の成果や相互研修の結果をつまびらかにし後続地区への先導役を引き続き行う。

「準備地区」については、地域の目指すべき将来像、課題や地域の個性を明らかにし共通理解を得ておくとともに、地区内各種団体間の連携と協働が設立への前提であり、それらの取組を促すため「検討委員会」での先進地区事例の紹介や出前講座を実施した。

後続する地区或いは立ち止まっている地区に対しては、「検討委員会」への参加と市連合会役員会・定例会での報告を通じて自治連合会長のリーダーシップ発揮を期待することとしたが、先行地区の進展状況や、行政側がどう向き合ってくれるのかを見極めたいと逡巡していることは否めない状況である。

取組のツールとして「地域自治組織づくりマニュアル」改訂版の活用や「奈良市自治連合会だより」による各地区への広報など、組織づくりの機運醸成に努めた。

2. 奈良市自治連合会の運営改善

(1) 役員分掌業務の明確化と活性化

目指す「存在感のある市連合会」に向けて、会長・副会長始め各役員について、その分掌業務を明確にし、各役員がそれに沿って自発的・積極的に職責を果たすなど集団で運営する体制を進め、奈良市自治連合会としての協議体機能を最大限に発揮することとした。

副会長については、「会議・議案の統括」「専門部会統括」と役割を分担、会計は「予算の執行管理、会計処理」、ブロック長は「ブロック間の情報伝達、意見調整集約や地域活動推進、地域課題解決へのブロック統括、まとめ役など」と役員分掌業務を明確化するとともに、「事業報告の作成、事業計画の立案から事務的業務全般まで」の多岐に亘る事務局長の分掌業務を役員が分担して協力する集団運営体制を継承した。

(2) ブロック会議の推進と課題の共有

感染予防をしながらブロック長を中心に各ブロックで開催され、情報交換、意見交換をしながら課題に取り組むと同時にブロック間での交流を持った。

また、ブロック長は、ブロックのメンバーが各地区で抱える課題を共有できるように努め、課題解決に向けてブロック内で協議した。

これらのブロック長が共有した課題等を定例会で報告することによって、課題の見える化が図られ、課題を各地区へ持ち帰り解決に向けた取組に反映させるとともに、広範に共通する課題については市自治連合会として取り組むことにした。

(3) 各種専門部会の設置と効率的な運営

今年度も、「地域学校支援部会」「地域福祉推進部会」「地域防災防犯部会」の3部会を設置し、副会長が各部会長として、それぞれ3回の勉強の場を持った。定例会に組入れて全員参加で実施することにより、地域差の解消や取組事項のスパイラルスキルアップを図ることができた。

開催に際して、各部会は時期に即したテーマを速やかに決定し詳細（スケジュール、取組等）を決定し、市関係部署との連携を図りながら担当部会の効率的な運営に当たった。（各専門部会の詳細は別途報告書を参照のこと）

(4) 自治会長研修等研修の場の検討・設定

市内の単位自治会長の半数以上が1年で交代する実情により、新任自治会長の研修の必要性が痛感される。このため、各地区自治連合会での新任自治会長研修の開催を促し、新任自治会長研修の教材としても活用できる「自治会活動の手引き」を今年度も更新し各自治会長に配布した。

各地区自治連合会会長は、新任自治会長などへの研修会等を通じて、各自治会長の一層の研鑽を重ね、自治会活動の活性化と自治会会員数の増加を目指すこととした。

今後も引き続き、連合会未加入自治会の対応についても、考えていく必要がある。

(5) 自治会活動の推進に関する取組調査

単位自治会、地区自治連合会の取組事例に加えて、それぞれが抱える多くの課題、市自治連合会として取り組むべき事項やご意見を、奈良市自治連合会全体で検討するため、アンケート調査を行った。今後、この結果を踏まえ、更なる地域活動活性化の一助になるよう対応策などについて熟議していくことにする。

(6) 奈良県自治連合会への参画

奈良県からの要請を受け、令和元年度から奈良県自治連合会に加入し、研修会・会議等の開催時は積極的に参加した。今後は、県のリードを期待する一方、行政間の広域化課題が増えつつある地域側にとっても、より一層の参画連携が必要になってくる。

3 . イコールパートナーとしての参画と協働

(1) 行政が抱える諸課題についての取組

行政が抱える全市民的な重要課題についての関心を高め、状況把握のうえ市民目線で進捗のための取組を引き続き行った。

行政課題への計画段階からの参画と協働については、「市民参画及び協働によるまちづくり条例」の理念を实践すべく行政側にも遂行を促し、“地域で出来ることは地域で”の考えのもと“頼りになる”存在となることを目指した。

(2) 地域ミーティングの開催推進

中学校区単位で開催されている「地域ミーティング」は新型コロナの影響で本年度も開催出来なかったが、市との情報交換と共有に必要なものであることを再確認し、小学校単位での開催への変更など、今後のあり方については市と検討する必要がある。

(3) 各種審議会への参画と情報共有

各種審議会・委員会へ地域の立場から積極的に参画し意見表明を行い、会議内容を役員会・定例会等にフィードバックする他、事前に情報・意見の集約に努め会議に臨んだ。

令和元年度から引続き参画している奈良県自治連合会組織の研修会・会議等の開催時は積極的に参加するなどして、県レベルでの地域自治活性化に寄与した。

事前に意見集約が必要となる案件もあるため、会議スケジュールの明確化と早期の通知及び資料の早期提供を市へ要請した。

(4) 専門部会と行政の担当部署との合同会議の開催

各専門部で検討する事柄に関し、随時、行政の担当部署と会議の場を設け相談・調整等の事前協議をした。

必要に応じ、意見交換や提案を行うことを狙いとして行政の担当部署との合同会議を開催した。

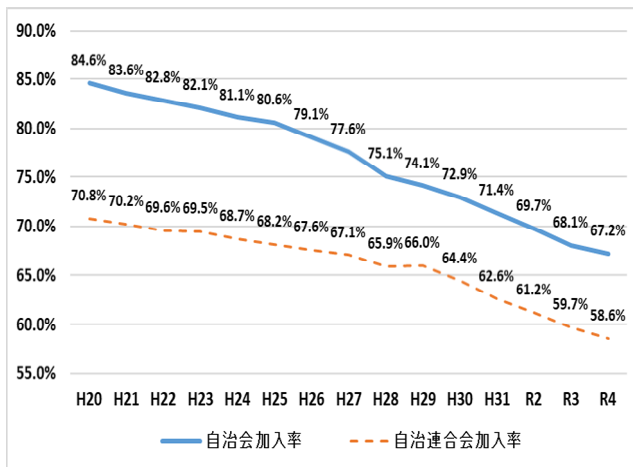
以上

令和4年度奈良市自治連合会活動報告（2）

年	月	日	曜日	開始時間	事業内容	備考
令和4	4	6	水	午前9時30分	役員会	市庁舎 中央棟地下1階 B1会議室
		20	水	午後1時00分 午後2時30分	地域自治協議会検討委員会（従来型） 定例会（会長選出）	はぐくみセンター9階 大講座室
		27	水	午前9時30分	新旧役員会	市庁舎 中央棟地下1階 B1会議室
	5	6	金	午前9時30分	役員会	市庁舎 中央棟地下1階 B1会議室
		18	水	午後1時00分 午後2時30分 午後3時30分	地域自治協議会検討委員会（設立地区のみ） 定例会 総会（前年度活動報告及び決算報告、監査報告、 会則改正、新年度役員、監事の選出、新年度活動 計画及び予算）	はぐくみセンター9階 大講座室
				午後5時30分	懇親会	
	6	1	水	午前9時30分	役員会	市庁舎 中央棟地下1階 B1会議室
		15	水	午後1時00分 午後2時30分	地域自治協議会検討委員会（設立地区のみ） 定例会、地域学校支援部会（第1回）	市庁舎 中央棟6階 正庁
	7	6	水	午前9時30分	役員会	市庁舎 中央棟地下1階 B1会議室
		20	水	午後1時00分 午後2時30分	地域自治協議会検討委員会（従来型） 定例会、地域福祉推進部会（第1回）	はぐくみセンター9階 大講座室
	8	3	水	午前9時30分	役員会	市庁舎 北棟2階 202会議室
		17	水	午後1時00分 午後2時30分	地域自治協議会検討委員会（設立地区のみ） 定例会、地域防災防犯部会（第1回）	総合福祉センター 集会室
	9	7	水	午前9時30分	役員会	市庁舎 中央棟地下1階 B1会議室
		21	水	午後1時00分 午後2時30分	地域自治協議会検討委員会（従来型） 定例会、地域学校支援部会（第2回） 「自治連合会だより」第31号発行	市庁舎 中央棟6階 正庁
	10	5	水	午前9時30分	役員会	市庁舎 中央棟地下1階 B1会議室
		19	水	午後1時00分 午後2時30分	地域自治協議会検討委員会（設立地区のみ） 定例会、地域福祉推進部会（第2回）	はぐくみセンター9階 大講座室
	11	2	水	午前9時30分	役員会	市庁舎 中央棟地下1階 B1会議室
		16	水	午後1時00分 午後2時30分	地域自治協議会検討委員会（従来型） 定例会、地域防災防犯部会（第2回）	総合福祉センター 集会室
	12	7	水	午前9時30分	役員会	市庁舎 中央棟地下1階 B1会議室
		21	水	午後1時00分 午後2時30分	地域自治協議会検討委員会（設立地区のみ） 定例会、地域学校支援部会（第3回）	はぐくみセンター9階 大講座室
令和5	1	6	金	午前9時30分	役員会	市庁舎 中央棟地下1階 B1会議室
		18	水	午後1時00分	定例会 冒頭に地域自治協議会検討委員会（全員参加） 地域福祉推進部会（第3回）	はぐくみセンター9階 大講座室
				午後5時30分	新年懇親会	ホテル日航奈良 飛天の間
	2	1	水	午前9時30分	役員会	市庁舎 中央棟地下1階 B1会議室
		15	水	午後1時00分	定例会 冒頭に地域自治協議会検討委員会（全員参加） 地域防災防犯部会（第3回） 「自治連合会だより」第32号発行	はぐくみセンター9階 大講座室
	3	1	水	午前9時30分	役員会	市庁舎 中央棟地下1階 B1会議室
		15	水	午後1時00分	定例会 冒頭に地域自治協議会検討委員会（全員参加）	市庁舎 中央棟6階 正庁

令和4年度 奈良市自治連合会 「地域自治協議会検討委員会」活動報告

．過年度の振り返り



左のグラフは、奈良市の自治会と自治連合会の加入率の年度別推移である。

地域を支える基盤組織といえる自治会加入率の低下は、**地域コミュニティの力が確実に弱まっている**ことを示す。

このままでは、地域コミュニティが担ってきた防災防犯・福祉・教育・文化・環境保全など様々な地域課題への対応力掌握力が低下していくに違いない。

このため、地域がまだ元気な今のうちに地域を支える多様な主体がまとまり、連帯を強め共に課題を解決していく**まちづくりの仕組み**が必要になってきた。

奈良市自治連合会は、この**まちづくりの仕組み**を「地域自治協議会」と呼称することとし、平成25年に「地域自治協議会検討委員会」(以下「検討委員会」と称す。)を設置して、仕組みの立ち上げと推進に向けて必要な調査検討を続け、設立機運の醸成に努めてきた。この結果、奈良市の条例制定や準備段階と立ち上げ初期の財政的支援もあって、令和元年度に11地区、令和2年度に1地区、令和3年度に2地区が「地域自治協議会」を設立した。これを受け令和3年度には「検討委員会」の中に設立14地区による「設立地区連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設けて先導役を果たすこととした。

しかしながら、設立への準備段階の地区はあるものの令和4年度に設立地区は誕生せず、49全地区のうち14地区の設立に留まっている。

市の支援策として、令和3年度から「地域自治協議会」への「立ち上がり支援交付金」に併せ自治連合会、自主防災防犯組織への交付金一括化が実現し、また、令和4年度から「地域自治協議会」の持続的発展へ、市からの支援金や事業の継続支援があった。

続いて、令和5年度にかけてプレゼンスの向上と設立推進に向けた取組が示された。

．令和4年度の活動概要

1．「検討委員会」の開催と行政との協議経過

「検討委員会」は、引き続き、主管部署を中心とした市職員の参加を求め、市自治連合会定例会に先立って定期的で開催してきた。

「検討委員会」は、令和3年度から、進捗段階ごとに取り組むべき課題も異なってきたので、従来型の全体会議(A形式)と、仕組みの定着をめざした設立地区のみの「連絡会議」(B形式)を、それぞれ交互に開催して協議検討内容の充実を図ってきた。

そして、これらの会議での協議経過は、定例会等において「検討委員会」委員長が報告し、各地区自治連合会長の共通認識を高め牽引力の発揮を期待した。

【令和４年度の検討委員会開催日と議題例示】

開催日	形式	議案などの例示	開催日	形式	議案などの例示
４／２０	A	年度活動方針・計画	１０／１９	A	県研究会報告、GW まとめ
５／１８	B	各地区活動計画 １	１１／１６	B	総務省との意見交換会報告
６／１５	B	各地区活動計画 ２	１２／２１	B	各地区からの取組状況報告
７／２０	A	意見交換、現況調査	１／１８	A	後続地区からの状況報告 １
８／１７	B	各地区の組織と陣容	２／１５	A	状況報告 ２，県研修会報告
９／２１	A	ブロック別協議	３／１５	A	課題の相互研修、年間まとめ

- (１)「検討委員会」は、A 形式では、まず後続各地区からの進捗状況報告を受け、９月には全地区参加のブロック別ワークショップを実施した。

この席には、市から地域コーディネーターに参加していただき、それぞれ「いま何をすべきか」と課題の提起や意見交換などを行った。

また、B 形式では各地区の組織・陣容や活動計画・予算などについて情報交換し合うとともに、設立及び設立後の経緯についての状況調査を実施し、見えてきた課題や後続地区への助言などをまとめ、組織運営と課題解決への活動の定着を図った。

- (２)「検討委員会」での討議を通じて、行政のスタンスや本気度をいぶかる声があり、地域自治協議会への行政の向き合い方如何が後続地区の取組に影響していることは否めない。これらの空気感から、市は主要４団体への行政からの啓発活動や各地区への聞き取り調査、市職員への啓発活動などに力を入れる方針を示した。

- (３)令和４年度から奈良市自治連合会が、奈良県自治連合会のリード役を引き受けることとなり県レベルでの活動が顕在化し、知事懇談の場や研修会などに奈良市自治連合会「検討委員会」の取組状況などを発表する機会が増した。これを受けて「検討委員会」では、その状況をつぶさに伝達することとした。

- (４)「しみんだより等広報紙配布事業」の例に見られるように、行政事業のアウトソーシングの一環として「地域で出来ることは地域で」の考えのもと、設立地区から地域提案事業の提出を求め令和３年１２月に市長へ検討を依頼していたが、提案事業は多項目に亘っていることもあり、整理に手間取り具体的進展はなかった。

２．各地区への支援及び設立への機運醸成策の促進

地域自治協議会の設立に向けての機運醸成は徐々に進んできたが、依然として地区間に温度差があるため、機運醸成への活動を続けることにした。

- (１)「設立地区」については、仕組みの定着と活動を軌道に乗せるために「連絡会議」を通し、見えてきた課題の共有や解決への相互研修に努めた。

市との協働事業として受託した「しみんだより等広報紙配布事業」は新たに１地区が加わり６地区となり、未加入世帯への情報伝達や人材発掘・確保、見守りにもつながる事業として軌道に乗ってきた。

(2)「準備会設置地区」について、まずは地区内で情報交換と課題解決のため議論を行い着実な進展を図りつつ「地域自治協議会」の設立を目指すこととした。

「検討委員会」では、「連絡会議」への出席、出前講座、設立地区の事例紹介や随時に進展度合いに応じた地区間の協議の場などを通じて設立へ課題解決のための取組を進めたが、結果としては新たな設立地区は出なかつた。

(3)後続する地区或いは立ち止まっている地区に対しては、「検討委員会」への参加や市自治連合会役員会・定例会での報告を通じて自治連合会長のリーダーシップ発揮を望んだ。また、地域事情が類似したブロック会議の場などで「地域自治協議会」について話題になるなど、徐々に取組への機運も高まってきてはいる。

しかし、先行地区の進捗状況や、先に述べた行政側が「地域自治協議会」に対してどう向き合ってくれるのかを見極めたいとして逡巡している実態がある。

(4)そのほか、取組のツールとして「地域自治組織づくりマニュアル」令和4年版の活用や「奈良市自治連合会だより」による各地区への広報にも力を注いだ。

なお、各地区の活動拠点の確保・整備については、地域がまとまっていくための重要な施策であり、残る地区について環境面の整備を含め市に進展を要請した。

．令和5年度に向けて（次なるステージへ、自治協議会組織を確かなものに）

地縁組織が衰える中、地域コミュニティの再生と活性化は、焦眉の課題である。

地域自治の仕組みづくりは、地域の活動体である各種団体が元気な今のうちに参画することにより様々な能力やノウハウが活かされるだけでなく、住民自らの手で地域の将来像を描き、その課題を明らかにして総力で解決していくことこそが、真の地域コミュニティの再生と活性化につながるに違いない。

このため次なるステージへ、平成25年度から続いた「検討委員会」を市自治連合会会則の専門部会として位置づけするとともに全地区参加による「推進部会」に改め、定例会に組み込むことにし後続地区の進展を促すこととした。

そして、設立された地域自治協議会の運営を安定させ、活動を軌道に乗せる取組を進め、持続的発展への道筋を確かなものにする。

「検討委員会」は、イコールパートナーとして行政の縦割りを越えた踏み込んだ支援策の提供と実践を期待し、「汗をかいた地域には光が当たる」施策の推進を促す。

併せて、各地区への支援及び設立への機運醸成策を加速させることとする。

以上

令和4年度 地域自治協議会検討委員会 開催状況

NO. (形式)	開催期日	議 事 概 要	備 考
1 (A)	R4.4.20	1. 令和4年度「検討委員会」活動方針について協議	【広報紙配布事業】 6地区に拡大 約30,000部 報償費改訂
		2. 地域づくり一括交付金交付について(市から説明)	
		3. しみんだより等広報紙配布事業の受託の報告	
2 (B)	R4.5.18	1. 「検討委員会」活動計画と開催日程の決定	地域自治組織づくりマ ニュアル(令和4年度版) 500部発注
		2. 「検討委員会」設置要領の改訂(役員構成)	
		3. 提出資料にもとづき各地区の活動計画説明	
3 (B)	R4.6.15	1. 提出資料にもとづき各地区の活動計画説明(続)	地域提案事業の市から の回答と進め方協議
		2. 地域提案事業に係る検討結果に関する協議報告	
4 (A)	R4.7.20	1. 現況調査表にもとづき状況報告と意見交換	
		2. 地域提案事業に係る検討結果に関する協議報告	
5 (B)	R4.8.17	1. 「検討委員会」のあり方、打開策の意見交換	【出前講座】 8月30日 伏見地区
		2. 各地区からの状況調査結果の報告	
		3. 市から一括交付金の次年度意向調査依頼	
6 (A)	R4.9.21	1. 「いま何をすべきか」のブロック別討議と結果発表	市の地域コーディネー ター出席のもと ブロック別GW実施
		2. 状況調査結果を踏まえての打開策案提示	
		3. 機運醸成のための支援策メニュー例の提示説明	
7 (A)	R4.10.19	1. 県自治連合会研究会における奈良市の事例報告	【出前講座】 10月12日 田原地区
		2. 前月のブロック別GWのまとめ報告	
8 (B)	R4.11.16	1. 総務省との地域コミュニティに関する意見交換会の報告(済美・済美南・大宮・大安寺西・朱雀)	【出前講座】 11月21日 西大寺北地区
		2. 設立地区に対し活動報告と進捗状況の調査依頼	
9 (B)	R4.12.21	1. 設立地区から活動報告と進捗状況の説明	次なるステージへの 支援策について市と協議
		2. 設立誘導への行政としての支援策について提示	
10 (A)	R5.1.18	1. 「検討委員会」のあり方について素案を協議	「検討委員会」から 「推進会議」への変更
		2. 設立地区からの状況説明の課題集約提示	
		3. 後続地区からの状況報告(飛鳥～東里)	
11 (A)	R5.2.15	1. 後続地区からの状況報告(狭川～都祁ブロック)	* 主要4団体への啓発 各地区への聞き取り 市職員への啓発 庁内検討委員会の開催
		2. 県自治連合会研修会の報告	
		3. 設立促進のための行政の取組について説明 *	
12 (A)	R5.3.15	1. 各地区から状況報告のまとめ(今後の取組方)	* 総会付議事項協議 庁内検討委員会報告 王寺町シンポジウムへ 出前講座報告
		2. 「検討委員会」の年間活動報告のまとめ	
		3. 市自治連合会会則への位置づけと「推進会議」設置 *	

令和4年度 地域学校支援部会 活動報告

地域学校支援部会
部会長 河月 滋男

第1回 6月15日(水)

テーマ：『地域教育協議会と学校運営協議会について』

地域教育課 課長 細川 様

奈良市では学校・家庭・地域で子どもたちを育てることをめざして地域学校連携を推進しており、平成20年に中学校区を単位に「地域教育協議会」を立ち上げ、令和2年にはすべての小中学校に「学校運営協議会」を設置し、学校と地域が一体となって特色ある学校作りを進めていると、以下の説明があった。

- ・地域教育協議会とは幼・小・中学校運営委員会で取り組む「地域で決める学校予算事業」と小学校運営委員会が取り組む「放課後こども教室事業」を実施する組織体である。
- ・学校運営協議会とは委員となった教員・保護者・地域住民が学校の運営やその運営に必要な支援に関する協議を行う会議体である。学校運営に地域の声を生かし、地域と一体なって学校づくりを進める。

“学校運営協議会”と“地域教育協議会”は自転車の両輪のようなもので一体的に活動を推進することが大切。

第2回 9月21日(水)

テーマ：『通学路の安全確保および見守り活動について』

教育総務課 課長補佐 豊田 様

いじめ防止生徒指導課 課長補佐 杉田 様

登下校時の児童生徒の安全確保に向けた取組（交通安全・防犯面）について、以下の説明があった。

1. 通学路交通安全プログラム

通学路の安全確保のために 危険個所の抽出 安全対策の検討 安全対策の実施 効果の把握の4つの項目について、PDCAサイクルを繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っている。

2. 安全（防犯面）に対する取組

奈良市では平成16年11月に女子児童誘拐殺害事件を受けて、学校・家庭・地域が関係機関と連携して「子どもの命は大人が守る」活動を展開 ➡ 『地域の子どもは、地域の人垣根で守る』

＊地域の人の見守り活動への補償・助成 ➡ 現時点では市には助成制度がなく、今後検討していく。

第3回 12月21日(水)

テーマ：『教職員の働き方改革と地域の関わりについて』

学校教育課 課長 牧野 様

係長 中西 様

学校における働き方改革の推進と今後の部活動のあり方について、以下の説明があった。

- ・教員の勤務実態調査で、看過できない超過勤務の実態があり、教師の働き方を見直して自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、子どもたちに効果的な教育活動を行うことが必要。
- 働き方改革の具体的な取組として、生徒数が減る中で教職員定数の改善・部活動の見直しなどがある。
- ・学校の働き方改革を踏まえた部活動の見直し概要について
- 部活動は人間形成や多様な生徒が活躍できる場であるが、教師の献身的な努力の下で成り立っており、長時間勤務の原因である。➡休日の部活動の段階的な地域移行・合理的で効率的な部活動を推進する。

令和5年3月15日(水)

令和4年度地域防災防犯部会 報告

報告者 部会長 池口光隆

1. 令和4年8月17日(水)

令和4年度奈良市総合防災訓練について 説明者 危機管理課 今井主幹

<コンセプト>

努めて多くの市民参加 自助・共助・公助が一体となった訓練

幅広い関係機関等との連携強化 全庁を挙げた防災・減災の体制づくり

<訓練構成>

○市民いっせい避難及び避難所開設・運営訓練 ○市職員の安否確認訓練

○避難所と災害対策本部との情報共有訓練 ○災害対策本部各部の業務遂行訓練

<実施日時>

令和4年10月30日(日) 9時30分～12時

<想定>

奈良盆地東縁断層帯地震

<実施場所>

重点会場の佐保川小学校、大安寺西小学校、西大寺北小学校及び各地区1箇所以上の避難所並びに奈良市西福祉センターの計60箇所。

2. 令和4年11月16日(水)

令和4年度奈良市総合防災訓練の結果について 報告者 危機管理課 今井主幹

<参加実績>

10月30日(日) 佐保川小学校、大安寺西小学校、西大寺北小学校の重点会場をはじめ計64箇所で開催し、36機関・団体が参加した。

市民約6,450人、防災関係機関など400人、市職員3,300人、合計10,150人の参加となり、「1万人参加の目標」を達成した。

<災害情報の発信>

○防災スピーカー、緊急速報メール、防災情報メール、危機管理課 Twitter 等。

○市立学校、公民館の避難所で、0000JAPANに切り替えたフリーWi-Fiを提供。

3. 令和5年2月15日(水)

サイバー犯罪について 説明者 危機管理課 今谷氏

<ネット詐欺>

フィッシング詐欺(スミッシング詐欺)

ネットショッピング詐欺

ワンクリック詐欺(架空請求詐欺)

マッチングアプリ詐欺(投資詐欺)

<サイバー犯罪から身を守る10か条>

○ウイルス対策ソフトを導入して、常に最新の状態に更新しよう

○添付ファイルはすぐにかかない。送信者の身元を確認し、なりすましにも気をつける。

<困ったときの相談先>

消費者ホットライン(局番なし)188・警察相談電話#9110

「電話口 お金の話 それは詐欺」

令和4年度 地域福祉推進部会活動報告

地域福祉推進部会
部会長 金野 秀一

第1回 令和4年7月20日(水)

テーマ：『奈良市子どもセンターについて』(子ども支援課)

年間取組の内容について、アンケート結果をもとに(1)「子どもセンターについて」(2)「奈良市第4次福祉総合計画策定について」(3)「災害時避難行動要支援者名簿について」をテーマに部会として取り組むことを説明した。

子ども支援課から奈良市子どもセンターは「子どもやその家族など当事者を主役にした支援」を目指しており、「つながる支援の輪」として「児童相談所・一時保護所」のほか、地域子育て支援センター、キッズスペース、子ども発達相談、子ども家庭総合支援拠点を備えた総合施設であるとの説明があった。

『質問例』

- ・子どもセンターの中には、どんな組織があってどれくらいの人数で運営しておられるのか。
- 一時保護所も含めて全体人数は約120名、児童相談所部門で約60名。

第2回 令和4年10月19日(水)

テーマ：『第4次奈良市地域福祉計画・第3次奈良市地域福祉活動計画について』(福祉政策課)

福祉政策課から奈良市における世代別人口の推移、高齢者世帯の増加状況、世帯当たりの人数の減少状況、認知症高齢者の推移など現状説明があり、第4次計画策定にあたって生活課題の変化、地域共生社会の実現と重層的支援体制整備事業などについて説明があった。

『質問例』

- ・生活支援コーディネーターはどういう方がされているのか。
- 市の生活支援体制整備事業で、社会福祉協議会に委託し13の生活圏域に対応して、社協職員の中から生活支援コーディネーターを位置づけ、地域の皆さまの活動の相談相手、資源開発に着目して活動いただいている。

第3回 令和5年1月18日(水)

テーマ：『避難行動要支援者名簿について』(福祉政策課)

福祉政策課から避難行動要支援者支援プランづくりの事務について「令和3年度に危機管理課から福祉政策課に事務移管がされ、今年度分から福祉政策課で名簿を作成し、昨年6月の自主防災防犯協議会会長会において配布させていただいた。」と説明があり、支援プランづくりについて、名簿提供の流れ、名簿の取り扱いに関するルールなど説明があった。

『質問例』

- ・名簿は自主防災組織からいただくが、民生児童委員へはどうなっているのか。
- 福祉政策課から同じ名簿が提供されているので、連携いただけたらと思う。
- ・集合住宅で一人が何人もの要支援者を受け持っているので避難の手伝いができない。
- どういう形で避難の手伝いをするかについてはまた別の問題で、支援プランづくりは、災害時に要支援者の安否確認を地域でやっていただきたいということだと思う。

令和4年度 奈良市自治連合会 会計決算

【収入の部】

単位：円

科 目		予 算 額	決 算 額	備考（算定根拠）
前 年 度 繰 越 金		407,130	407,130	令和3年度から
市 交 付 金	事 業 経 費	984,000	984,000	
	人 件 費	1,000,000	1,000,000	
連 合 会 費		490,000	490,000	@10,000円×49地区
参 加 負 担 金		448,000	745,600	懇親会@8,000円47名・@6000円4名・@4800円1名
		448,000		新年懇親会@8,000円38名・4800円1名
雑 収 入		10	11	預金利息・徽章代等
合 計		3,777,140	3,626,741	

【支出の部】

単位：円

事業費	会 議 費	会 議 時 賄 費	55,000	43,575	定例会・役員会等会議時お茶代
		ブロック会議費	30,000	1,598	3,000円×10ブロック
		総会・懇親会	448,000	404,800	会場費・飲食代
		新年懇親会	448,000	340,800	会場費・飲食代
	活 動 費	部 会 活 動 費	100,000	0	
		地域自治協議会検討委員会費	30,000	10,950	地域自治協議会等調査研修費・出前講座支援委員の派遣費
		研 修 費	150,000	0	視察・研修実施経費
		旅 費	20,000	0	
	広 報 費	連 合 会 だ よ り	500,000	548,279	印刷代・送料・宛名ラベル（31、32号発行）
		活 動 の 手 引 き	320,000	298,573	印刷代・送料・宛名ラベル（令和4年度版発行）
		地域自治協議会広報資料	100,000	90,200	広報・周知用チラシ等
	人 件 費		1,000,000	1,000,000	事務局臨時職員給料・残額は市へ戻入
	労 働 保 険 料		14,000	10,497	事務局臨時職員労働保険料
	通 信 運 搬 費		30,000	6,604	会議資料等送料・銀行振込手数料
県自治連合会	会 費		90,000	90,000	年会費
	表 彰 式 負 担 金		40,000	40,000	表彰式負担金
	県外研修参加負担金		35,000	0	
消 耗 品 費			100,000	121,745	会議資料作成消耗品費等
備 品 費			0	0	
弔 慰 見 舞 金			10,000	0	
予 備 費			257,140	0	
合 計			3,777,140	3,007,621	

収入金額－支出金額＝ 619,120 円（通帳残高）

619,120円を令和5年度へ繰り越し

監 査 報 告 書 写 し

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和4年度の活動及び会計の執行に関する監査結果について、以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

私たち監事は、会長以下役員と意思疎通をはかるとともに役員会等に出席し、活動及び会計の執行状況を把握してまいりました。

さらに、活動年度に係る活動報告書及び会計報告書並びに関係書類について担当役員から報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど調査検討いたしました。

2．監査の結果

（１）活動報告書及び関係書類の監査結果

活動の執行状況を正しく示しているものと認め、特に指摘すべき事項はありません。

（２）会計報告書及び関係帳簿並びに証拠書類等の監査結果

出納検査上の数字はいずれも符合し、その支出は適正なものと認めます。

令和 5 年 4 月 2 6 日

奈良市自治連合会

監事 戸村 義弘

監事 武智 一記

奈良市自治連合会会則の改正について

奈良市自治連合会会則を改正しようとする理由

- 1 奈良市自治連合会として、地域活動を行うことを目的としていることから、次の条文の『事業』を『活動』に改正しようとする。

第 1 章 総 則 （事業）	第 4 条 第 2 条及び第 4 条(5)に規定する事業
第 2 章 総 会 （議決事項）	第 7 条(1) 第 7 条(2)に規定する事業
第 3 章 定例会 （審議事項）	第 1 0 条(3)に規定する事業
第 4 章 役員会 （協議事項）	第 1 3 条(2)に規定する事業
第 7 章 監 事 （監事）	第 2 0 条に規定する事業
第 9 章 専 門 部 会 （専門部会）	第 2 2 条に規定する事業
第 1 0 章 会 計 （事業及び会計年度）	第 2 4 条に規定する事業

- 2 会長の再任制限を撤廃して、より継続的な活動ができるようにするため、次の条文を改正しようとする。

第 5 章 役員（役員の任期）

第 1 5 条 役員の任期は、総会から総会までの 1 年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は 3 年を超えては継続できない。

↓

役員の任期は、総会から総会までの 1 年とし、再任を妨げない。

なお、『第 1 7 条 会長の選出は、総会までに会長選出のための定例会を開催し、地区自治連合会長の中から立候補した者が所信表明を行い、出席会員による直接無記名投票で決する。』と規定されているため、多選による弊害を避けることはできる。

奈良市自治連合会会則新旧対照表

改正前	改正後
第 1 章 総則 (事業) 第 4 条 第 2 条の目的達成のため、次の事業を行う。 事業遂行のための調査研修ほか、本会の目的達成に必要な事項 第 2 章 総会 (議決事項) 第 7 条 総会は、次の事項の承認等につき議決する。 前年度の事業報告、決算報告及び監査報告 新年度の事業計画及び予算 第 3 章 定例会 (審議事項) 第 10 条 定例会は、次の事項を審議する。 市自治連合会事業計画の遂行及び役員会において必要とされた事項 第 4 章 役員会 (協議事項) 第 13 条 役員会は、次の事項を協議する。 事業の実施、運営に関すること。 第 5 章 役員 (役員の任期) 第 15 条 <u>役員の任期は、総会から総会までの 1 年とし、再任を妨げない。 ただし、会長の任期は 3 年を超えては継続できない。</u> 第 7 章 監事 (監事) 第 20 条 監事は、地区自治連合会長の中から、総会で 2 名選出され、この会の事業及び会計を監査する。 第 9 章 専門部会 (専門部会) 第 22 条 本会の目的達成に必要な事業を行うため、重点課題について調査研究及び協議する専門部会を置くことができる。 第 10 章 会計 (事業及び会計年度) 第 24 条 本会の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。	第 1 章 総則 (活動) 第 4 条 第 2 条の目的達成のため、次の活動を行う。 活動遂行のための調査研修ほか、本会の目的達成に必要な事項 第 2 章 総会 (議決事項) 第 7 条 総会は、次の事項の承認等につき議決する。 前年度の活動報告、決算報告及び監査報告 新年度の活動計画及び予算 第 3 章 定例会 (審議事項) 第 10 条 定例会は、次の事項を審議する。 市自治連合会活動計画の遂行及び役員会において必要とされた事項 第 4 章 役員会 (協議事項) 第 13 条 役員会は、次の事項を協議する。 活動の実施、運営に関すること。 第 5 章 役員 (役員の任期) 第 15 条 <u>役員の任期は、総会から総会までの 1 年とし、再任を妨げない。</u> 第 7 章 監事 (監事) 第 20 条 監事は、地区自治連合会長の中から、総会で 2 名選出され、この会の活動及び会計を監査する。 第 9 章 専門部会 (専門部会) 第 22 条 本会の目的達成に必要な活動を行うため、重点課題について調査研究及び協議する専門部会を置くことができる。 第 10 章 会計 (活動及び会計年度) 第 24 条 本会の活動及び会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

奈良市自治連合会会則(改正案)

第1章 総則

(名称と事務所の所在地)

第1条 本会は「奈良市自治連合会」と称し、事務所の所在地を奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所内とする。

(目的)

第2条 本会は、奈良市の地区自治連合会相互の連携を図り、その中心的存在として連合体機能を発揮し、市のコミュニティ政策をはじめとする諸政策への参画と協働を実践することにより、住民が心豊かに安全に安心して暮らせる住み良い地域づくりを目指すことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、前条の目的に賛同する地区自治連合会（以下「会員」という。）をもって組織する。

(活動)

第4条 第2条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の連携と地域活動推進に関する事。
- (2) 市行政施策に対する市民の要望、地域課題等に関する事。
- (3) 市行政との参画と協働に関する事。
- (4) 地域自治組織づくりに関する事。
- (5) 活動遂行のための調査研修ほか、本会の目的達成に必要な事項

第2章 総会

(総会)

第5条 総会は、本会の最高議決機関で毎年1回会長が招集する。ただし、必要に応じ臨時に招集することができる。

2 3分の1以上の会員から要請があれば臨時に総会を開催しなければならない。

(議事)

第6条 総会は、会員の過半数（代理出席及び委任状を含む。）の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は会長が決する。

2 会則の改廃については、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

(議決事項)

第7条 総会は、次の事項の承認等につき議決する。

- (1) 前年度の活動報告、決算報告及び監査報告
- (2) 新年度の活動計画及び予算
- (3) 新年度の役員
- (4) 監事の選出
- (5) 会則の改廃
- (6) その他、役員会において特に重要とされる事項

第3章 定例会

(定例会)

第8条 定例会は、原則として月1回開催する。

(議事)

第9条 議事は、第6条第1項の規定を準用する。

(審議事項)

第10条 定例会は、次の事項を審議する。

- (1) 会員との情報交換、連絡調整、地域活動推進に関する事項
- (2) 会員よりの要望事項、課題共有と解決に関する事項
- (3) 市自治連合会活動計画の遂行及び役員会において必要とされた事項

第4章 役員会

(役員会)

第11条 役員会は、月1回開催する。ただし、必要に応じ会長が招集する。

(議事)

第12条 役員会は、過半数(委任状を含む。)の役員の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は、会長が決する。

(協議事項)

第13条 役員会は、次の事項を協議する。

- (1) 総会(臨時総会を含む。)に付議する事項
- (2) **活動**の実施、運営に関する事。
- (3) 予算の執行に関する事。
- (4) 総会及び定例会の議決により役員会に委任された事項
- (5) 定例会に諮る必要のある事項

第5章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 5 名以内
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 会 計 1 名
- (5) ブロック長

2 役員は、地区自治連合会長の中から選任する。

(役員の任期)

第15条 **役員の任期は、総会から総会までの1年とし、再任を妨げない。**

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでその職務を行う。

(役員の任務)

第16条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、その任務を会長が委嘱する。会長に事故あるときは、予め決めた順位により会長の職務を代行する。

3 事務局長は、事務的業務を統括する。

4 会計は、本会の会計業務を担当する。

(役員の選出)

第17条 会長の選出は、総会までに会長選出のための定例会を開催し、地区自治連合会長の中から立候補した者が所信表明を行い、出席会員による直接無記名投票で決する。

2 立候補した者がいない場合は、地区自治連合会長の中から出席会員による直接無記名投票で決する。

3 本条の投票の結果、1位が過半数に達しない場合は、1位と2位の決選投票を行う。

4 副会長、事務局長及び会計は、会長が指名する。

第6章 ブロック

(ブロック編成)

第18条 会員相互の情報連絡と連携、地域活動推進、地域課題解決のため、地区事情の類似した地区群によるブロックを別表のとおり編成する。

(ブロック長)

第19条 ブロック長は、前条のブロックごとにブロックの代表者として1名選出される。

2 ブロック長は、それぞれのブロックを統括するものとする。

3 ブロック長が会長となった場合は、同一のブロックから改めてブロック長を選べるものとする。

第7章 監事

(監事)

第20条 監事は、地区自治連合会長の中から、総会で2名選出され、この会の活動及び会計を監査する。

2 監事の任期は、総会から総会までの1年とし、再任を妨げない。

3 監事の補充は、臨時総会を開催して選出する。

4 監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

第8章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第21条 本会に役員とは別に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役の任期は、総会から総会までの1年とし、再任を妨げない。

3 顧問及び相談役は会長が役員会の同意を得て選任する。

4 顧問は外部からの招へいであり、相談役は会長経験者から選任される。いずれも会長の招集に応じて総会、定例会、役員会等に出席することができ、諮問に応じる。

第9章 専門部会

(専門部会)

第22条 本会の目的達成に必要な活動を行うため、重点課題について調査研究及び協議する専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置は役員会の決議による。

3 専門部会の部会長は、原則として副会長から選任される。部会長は直ちに副部会長を任命する。

4 部会長及び副部会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 専門部会の運営については、役員会の承認を得て独自の部会則を定めることができる。

第10章 会計

(経費)

第23条 本会の経費は、会費、交付金、その他の収入をもって充てる。

2 会費は、年間10,000円とし、年度始めに納入する。

(活動及び会計年度)

第24条 本会の活動及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11章 雑則

(雑則)

第25条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は会長が役員会に諮って決定する。

2 地区自治連合会は、原則として1小学校区1自治連合会とする。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

この会則は、平成22年12月15日から施行する。

この会則は、平成24年2月15日から施行する。

この会則は、平成26年10月1日から施行する。

ただし、第5章、第6章、第7章及び第8章の規定は平成27年4月1日から施行する。

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

この会則は、令和2年5月25日から施行する。

この会則は、令和4年5月18日から施行する。

この会則は、令和5年5月 日から施行する。

ブロック名 （ 4 9 ）		地区 自治連合会名	参考 （ 中学校区 ）
1	中部 （ 5 ）	飛鳥、済美、済美南、鼓阪、佐保	飛鳥 春日 若草
2	中部 （ 4 ）	椿井、大宮、佐保川、大安寺西	三笠
3	南部 （ 6 ）	東市、明治、辰市、帯解、精華、大安寺	都南 （ 春日 ）
4	西南部 （ 7 ）	伏見、伏見南、西大寺北、六条校区、あやめ池 都跡、平城	伏見、京西 都跡、平城
5	西南部 （ 4 ）	学園南、富雄南、奈良 帝塚山、学園三碓	富雄南 富雄第三
6	西北部 （ 4 ）	登美ヶ丘、東登美ヶ丘、平城西、鶴舞	登美ヶ丘 登美ヶ丘北
7	西北部 （ 4 ）	二名、青和、富雄、鳥見	富雄 二名
8	東 部 （ 6 ）	田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬	田原 興東館柳生 月ヶ瀬
9	北 部 （ 5 ）	神功、右京、朱雀、左京、佐保台	ならやま 平城東
10	都 祁 （ 4 ）	並松、吐山、都祁、六郷	都祁

第 25 条第 2 項の覚書

あやめ池小学校区	あやめ池地区自治連合会 学園南地区自治連合会	帯解小学校区	帯解地区自治連合会 精華地区自治連合会
興東小学校区	東里地区自治連合会 狭川地区自治連合会 大柳生地区自治連合会	都祁小学校区	並松地区自治連合会 吐山地区自治連合会 都祁地区自治連合会 六郷地区自治連合会
ならやま小学校区	神功地区自治連合会 右京地区自治連合会	-	-

各地区自治連合会は 1 小学校区 1 地区自治連合会とするが、この会則改正前の地区自治連合会は、歴史的経緯を踏まえこの限りではない。

令和5年度 奈良市自治連合会役員名簿

役職名	ブロック	地区名	会長名	住 所	電話
会 長 ブロック長	北 部	朱 雀	作間 泉		
副会長	東 部	東 里	東浦 和男		
副会長 ブロック長	中部Ⅰ	済 美	池口 光隆		
副会長	西北部Ⅰ	東登美ヶ丘	河野 良彦		
副会長	西南部Ⅰ	都 跡	堂上 健次		
事務局長	中部Ⅰ	済美南	長谷川 憲二		
会 計	南 部	明 治	野口 隆身		
ブロック長	中部Ⅱ	佐保川	金野 秀一		
ブロック長	南 部	辰 市	土井 実		
ブロック長	西南部Ⅰ	伏 見	山口 誠		
ブロック長	西南部Ⅱ	学園南	温井 久男		
ブロック長	西北部Ⅰ	登美ヶ丘	武智 一記		
ブロック長	西北部Ⅱ	富 雄	大谷 廣信		
ブロック長	東 部	狹 川	大南 善英		
ブロック長	都 祁	都 税	笠谷 精文		

監 事	西北部Ⅱ	二 名	戸村 義弘		
監 事	西北部Ⅱ	富 雄	大谷 廣信		
相談役	中部Ⅱ	大 宮	吉岡 正志		
相談役	中部Ⅱ	大安寺西	梅林 聡介		

<議案第4号>

令和5年度奈良市自治連合会名簿(○印 監事候補者)

ブロック	地区名	会長名	住 所	電話番号	備考
中部Ⅰ (5地区)	飛 鳥	平島 幸徳			
	済 美	池口 光隆			
	済美南	長谷川 憲二			
	鼓 阪	平野 康隆			
	佐 保	岡崎 忠直			
中部Ⅱ (4地区)	椿 井	尾形 季久雄			
	大 宮	長本 晶夫			
	佐保川	金野 秀一			
	大安寺西	古谷 頼和			
南 部 (6地区)	東 市	南浦 實			
	明 治	野口 隆身			
	辰 市	土井 実			
	帯 解	六十谷 進			
	精 華	吉崎 弘俊			
	大安寺	市川 恵一			
西南部Ⅰ (7地区)	伏 見	山口 誠			
	伏見南	畑村 実			
	西大寺北	坂本 章弘			
	六条校区	小坂 純久			
	あやめ池	三浦 健二			
	都 跡	堂上 健次			
	平 城	井村 誠之			
西南部Ⅱ (4地区)	学園南	温井 久男			
	富雄南	上谷 勝			
	奈良 帝塚山	小嶋 勉			
	学園三碓	竹内 正春			
西北部Ⅰ (4地区)	登美ヶ丘	武智 一記			
	東登美ヶ丘	河野 良彦			
	平城西	岸 徹			
	鶴 舞	階戸 幸一			
西北部Ⅱ (4地区)	二 名	戸村 義弘			○
	青 和	日夏 寛次郎			
	富 雄	大谷 廣信			○
	鳥 見	山田 昌彦			
東 部 (6地区)	田 原	北森 雅人			
	柳 生	中窪 忠司			
	大柳生	東浦 光昭			
	東 里	東浦 和男			
	狭 川	大南 善英			
	月ヶ瀬	紙家 光郎			
北 部 (5地区)	神 功	笹部 和男			
	右 京	中嶋 一樹			
	朱 雀	作間 泉			
	左 京	田中 明			
	佐保台	川本 了造			
都 祁 (4地区)	並 松	山本 博延			
	吐 山	庄中 栄一			
	都 祁	笠谷 精文			
	六 郷	向井 敏之			

令和 5 年度 奈良市自治連合会活動計画（１）案

< 令和 5 年度基本方針 >

「基盤組織である自治会の活動を支援し、活性化するとともに、
地域各種団体等と連携のもと、地域自治の仕組みづくりを進めよう」

奈良市自治連合会は、地区自治連合会相互の連携を図り、その中心的存在として連合体機能を発揮しつつ、更なる「地域自治協議会」設立への取組を通して、各地区自治連合会から“頼りになる”存在となることを目指す。

また、行政が抱える重要課題の解決に向かって必要に応じた取組を行うなど、市との協働パートナーとしての役割を果たすこととする。

少子高齢化と人口減少、住民意識の変化などにより、地域において基盤となる自治会の加入率低下、無関心住民の増加、各団体の会員数の減少、高齢化に伴う役員の担い手不足などが顕著になり、先行きが懸念される事態となっている。

反面、防災防犯・福祉・教育・環境などの分野で地域に期待される役割が増しつつあり、地域内の活動体の連携や協働、新たな担い手の発掘などが必要になっている。

その対応策として取り組んできたのが地域自治の仕組みづくりであり、地域の活動体である各種団体が元気な今のうちに参画することにより様々な能力やノウハウが活かされるだけでなく、住民自らの手で地域の将来像を描き、その課題を見つけ解決していくことこそが、真の地域コミュニティの活性化につながるものに違いない。

このため、市との地域づくりに関する協議に加え、「地域自治協議会」設立に向かって、各地区への支援及び機運醸成策の促進に努めるとともに、設立された地区に対しては持続発展のための見通しを立てるなど、次なるステージへの歩みを確かなものにする。

また、奈良市自治連合会の集合体から活動体への転換による「行動する市連合会」を標榜し、地域課題の解決を優先課題とするとともに、市とのイコールパートナーとしての参画と協働を推し進め「存在感ある市連合会」を目指すこととする。

なお、引き続き、奈良県自治連合会に参画し、今年度もリード役としての負託に応え県レベルでの地域自治活性化に寄与するものとする。

< 重点方針と活動計画 >

１．「地域自治協議会」の設立及び推進へ、諸施策の促進

（１）「地域自治協議会検討委員会」のあり方と市との協議

「地域自治協議会検討委員会」は、地域自治協議会推進部会（以下「推進部会」と称す。）とし、主管部署を中心とした市職員の参加を求めて定期的に開催する。

今年度から「推進部会」は、進捗段階ごとに取り組むべき課題も異なってきたので、設立地区・準備地区及び希望する後続地区或いは立ち止まっている地区全員参加で、それぞれの取組状況に応じたグルーピングをして協議検討内容の充実をはかることとする。

そして、これらの会議での協議経過は、定例会等において「推進部会」部会長が報告し、各地区自治連合会長の共通認識を高め牽引力の発揮を期待する。

地域づくりに関し各地区が抱える多くの課題について、市は受け皿となる「地域自治協議会」(プラットフォーム)と具体的にどう向き合うのか、問われており、市幹部と「推進部会」メンバーによる協議を続行し早期の対応と態勢整備を促す。

なお令和5年度以降も、「立ち上がり支援交付金」経過後について、市から「運営及び自主的・自立的なまちづくり事業に関する交付金」として、同レベルの支援を継続し地域自治協議会継続的発展の見通しを立てることができている。

また、各地区の活動拠点の確保・整備については、令和3年度に第一段階は完了したが、地域がまとまっていくための重要な施策であるため、難度が高く時間を要する地区について所管部署はもとより奈良市としての決断を引き続き求めていくこととする。

(2) 推進部会委員による市議会議員との対話による連携

推進部会委員による市議会議員との対話活動として市議会各会派へ「推進部会」の取組状況を説明する機会を設け、新たな地域自治の仕組みとコミュニティ再生のため「地域自治協議会」の意義や目的とその進め方について、まちづくりの同伴者として理解浸透に努め協力を得るものとする。

(3) 各地区への支援及び設立への機運醸成策の促進

地域自治協議会の設立に向けての機運醸成は徐々に進んできたが、依然として地区間に温度差があるため、機運醸成への活動を引き続き実践する。

「設立地区」については、市からの継続的支援が明らかになったので、仕組みの定着と活動を軌道に乗せるために、見えてきた課題の共有や解決への相互研修に努め持続可能な仕組みへの相乗効果を狙うこととする。

そして、しみんだより等広報紙配布などの受託事業の成果や相互研修の結果をつまびらかにするなど後続地区への先導役を果たすこととする。

「準備会設置地区」について、まずは地区内で情報交換と課題解決のため議論を行い着実な進展を図りつつ「地域自治協議会」の設立を目指す。

「推進部会」では、設立地区の事例紹介や随時に進展度合いに応じた地区間の協議の場を設けるなどして、設立へ課題解決のための取組を進める。

地域内の各種団体が同じテーブルにつくなど連携し、地域の目指すべき将来像、課題や地域の個性を明らかにし共通理解を得ておくことが取組への前提であり、そのための活動が欠かせない。後続する地区或いは立ち止まっている地区に対しては、「推進部会」の参加を促すとともに地区からの要請に基づいて出前講座やワークショップなどを開催する。

「地域自治組織づくりマニュアル」の改訂版の活用や「パンフレット」の制作提供、「奈良市自治連合会だより」による広報、主要4団体役員や地域の担い手の方々を対象としたセミナーの継続開催、「地域ミーティング」の活用など、多面的な活動を展開するものとする。

(4) 行政の「地域自治協議会」設立推進に対する取組

令和4年度から、奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会を始め、各部への啓発、地域関係団体への啓発、地区自治連合会へのヒアリング等を継続して行う。

また、設立要件の見直しなど、適宜「推進部会」で検討していくこととする。

2. 奈良市自治連合会の運営改善

(1) 役員分掌業務の明確化と活性化

会長・副会長はじめ各役員について、その分掌業務を明確にし、各役員がそれに沿って自発的・積極的に職責を果たすなど集団で運営する体制を進めることとし、奈良市自治連合会としての協議体機能を最大限発揮させる。

(2) ブロック会議の推進と課題の共有

ブロック長は、ブロックのメンバーが各地区で抱える課題を共有できるように努め、課題解決に向けて、ブロック内で協議する。

また、より一層のブロック会議を活性化させ情報や意見交換など交流の場をもち、課題等を定例会で報告することによって全地区で共有できる課題については奈良市自治連合会として取り組む。

(3) 各種専門部会の設置と効率的な運営

今年度も「学校部会」「福祉部会」「防災防犯部会」の3部会を設置し毎月順番に開催するほか、前述の「地域自治協議会推進部会」を新たに専門部会の1つとして位置付ける。

また、昨年度同様に、定例会に組み入れて全員参加で、地域課題の共有と協議を行い、課題解決、地域差の解消、取組事項のレベルアップを図る。

開催に際しては、地域課題に即した部会テーマを速やかに決定するとともに、部会長を選任し、各部会長は開催の詳細（スケジュール、取組等）を決定し、担当部会の効率的な運営にあたる。

(4) 自治会長研修等研修の場の検討・設定

各地区自治連合会会長は、一年交代が多くなった新任単位自治会長などへの研修会等を通して、各自治会長の一層の研鑽を重ね、自治会活動を活性化し、自治会加入会員数の増加を目指す。

今年度も新任自治会長研修の教材として活用できる「自治会活動の手引き」を更新し各自治会長に配布する。

さらに、必要に応じ、全市的な研修会の開催や、ブロック別セミナーの開催について随時検討し、各地区の取組を支えていくこととする。

(5) 自治会活動の推進に関する取組調査の活用

アンケートでの単位自治会、地区自治連合会の取組事例に加えて、それぞれに抱える多くの課題・市自治連合会として取り組むべき事項やご意見を、市自治連合会で検討し、地域活動活性化の一助になるよう熟議し実行に移していくものとする。

- (6) 奈良県自治連合会に参画するとともに、今年度もリード役として県レベルでの取組事例を俎上に挙げ、地域自治の活性化に寄与する。
- また、研修会・会議等にも積極的に参加し広域的な視野から取組を行う。

3 . イコールパートナーとしての参画と協働

(1) 行政が抱える諸課題についての取組

行政が抱える全市民的な重要課題について関心を高め、状況把握のうえ市民目線で進捗のための取組を引き続き行う。

行政課題への計画段階からの参画と協働については、「市民参画及び協働によるまちづくり条例」の理念を実践すべく行政側にも遂行を促し、“地域で出来る事は地域で”の考えのもとに“頼りになる”存在となることを目指していくものとする。

(2) 「地域ミーティング」の開催

今年度は状況判断のうえ、実行可能な場合は中学校単位もしくは小学校区単位で開催し、市との情報交換、共有をより密にする。

(3) 各種審議会への参画と情報共有

各種審議会、委員会へ地域の立場から積極的に参画、意見表明し、会議の内容を役員会、定例会等にフィードバックし情報共有するほか、時には意見集約し会議に臨む。

また、会議スケジュールの明確化と早期の通知及び資料の提供を市に要請する。

(4) 専門部会と行政の担当部署との合同会議の開催

各専門部会で検討する事柄に関し、随時、行政の担当部署と会議の場を設け相談・調整等、事前協議をする。

必要に応じ、意見交換や提案を行うことを狙いとして行政の担当部署との合同会議を開催する。

令和5年度奈良市自治連合会活動計画（2）案

年	月	日	曜日	開始時間	事業内容	備考
令和5	4	5	水	午前9時30分	役員会	市庁舎北棟6階 602会議室
		19	水	午後1時00分	定例会（会長選出）	市庁舎地下1階 B1会議室
		26	水	午前9時30分	新旧役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
	5	2	火	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		24	水	午後1時00分 午後4時00分	定例会 総会（前年度活動報告及び決算報告、監査報告、新年度役員の承認、監査の選出、新年度活動計画及び予算）	はぐくみセンター9階 大講座室
				午後5時30分	懇親会	ホテル日航奈良 飛天の間
	6	7	水	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		21	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
	7	5	水	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		19	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
	8	2	水	午前9時30分	役員会	市庁舎北棟6階 602会議室
		16	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
	9	6	水	午前9時30分	役員会	未定
		20	水	午後1時00分	定例会 「自治連合会だより」第33号発行	未定
	10	4	水	午前9時30分	役員会	未定
		18	水	午後1時00分	定例会	未定
	11	1	水	午前9時30分	役員会	未定
		15	水	午後1時00分	定例会	未定
	12	6	水	午前9時30分	役員会	未定
		20	水	午後1時00分	定例会	未定
令和6	1	5	金	午前9時30分	役員会	未定
		17	水	午後1時00分	定例会	未定
				午後5時30分	新年懇親会	未定
	2	7	水	午前9時30分	役員会	未定
		21	水	午後1時00分	定例会 「自治連合会だより」第34号発行	未定
	3	6	水	午前9時30分	役員会	未定
		19	火	午後1時00分	定例会	未定

令和5年度 奈良市自治連合会 「地域自治協議会推進部会」活動計画（案）

<基本方針>

奈良市自治連合会の基本方針―「基盤組織である自治会の活動を支援し、活性化させるとともに地域各種団体等と連携のもと、地域自治の仕組みづくりを進めよう」―を受けて次のとおり策定する。

令和4年度の活動報告でも述べたように、奈良市自治連合会の世帯加入率が6割を切り地域課題への対応力が確実に弱まっている状況に鑑み、我々は危機感を持って地域コミュニティの再生と活性化に取り組まなければならない。

そして、地域が一体となった地域自治の仕組みづくりは、地域の活動体である各種団体が元気な今のうちに参画することにより様々な能力やノウハウが活かされるだけでなく、住民自らの手で地域の将来像を描き、その課題を明らかにして解決していくことこそが、真の地域コミュニティの再生と活性化につながるに違いない。

このため我々は、イコールパートナーとしての行政に対し、踏み込んだ支援策の提供、つまり「地域が汗をかき、それを行政が積極的に支援する」施策の推進を促すとともに、併せて、各地区への支援及び設立への機運醸成策を加速させることとする。

<重点方針と活動計画>

1. 「地域自治協議会検討委員会」から全員参加の「推進部会」へ

「地域自治協議会検討委員会」は、引き続き、主管部署を中心とした市職員の参加を求めて定期的を開催するが、進捗段階ごとに取り組むべき課題も異なってきたので、特に、今年度は“総論から各論へ”地域の実態や進捗状況を踏まえたグループ編成による協議検討の場として運営していくこととする。

そして、平成25年度に施行した「地域自治協議会検討委員会」を「地域自治協議会推進部会」に改め、奈良市自治連合会会則の専門部会として位置付けるとともに、全員参加型の市自治連合会定例会に組み込んで開催することにした。

また、地域づくりに関して各地区が抱える多くの課題については、行政が、受け皿となる「地域自治協議会（プラットフォーム）」と具体的にどう向き合うのかが問われており、市幹部と少メンバーによる協議を続行しその対応と態勢整備を促す。

このほど行政から、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」の市の責務にもとづき、地域自治協議会のプレゼンスの向上と設立推進に向けた、より積極的な取組を行う（後述）との表明があり、足取りを確かなものにしていくことが出来る。

さらに、各地区の活動拠点の確保・整備について第一段階は完了したが、地域がまとまっていくための重要な施策であるため、公民館など公共施設の早期のコミュニティセンター化、或いは難度が高く時間を要するものについて所管部署はもとより奈良市としての決断を求めていくこととする。

2．市議会議員との対話による連携

市議会議員との対話活動として市議会各会派へ我々の取組状況を説明する機会を設け、新たな地域自治の仕組みとコミュニティ再生のため「地域自治協議会」の意義や目的とその進め方について理解浸透に努め、まちづくりの同伴者として協力を得ていくものとする。

3．各地区への支援及び設立への機運醸成策の促進

地域自治協議会の設立に向けての機運醸成は徐々に進んできたが、依然として地区間に温度差があるため、市の協力も得て機運醸成への活動を引き続き実践する。

「設立地区」については、市からの継続的支援が明らかになっているので、仕組みの定着と活動を軌道に乗せるために、見えてきた課題の共有や解決への相互研修に努め持続可能な仕組みへの相乗効果を狙うこととする。

そして、しみんだより等広報紙配布などの受託事業の成果や相互研修の結果をつまびらかにするなど後続地区への先導役を果たすこととする。

「準備会設置地区」について、まずは、地区内で情報交換と課題解決のため議論を行い着実な進展を図りつつ「地域自治協議会」の設立を目指す。

現在、市側で「地域自治協議会」の認定要件について、各地区の事情を加味した見直しが検討されており、その結果も待たれるところである。

地域内の各種団体が同じテーブルにつくなど連携し、地域の目指すべき将来像、課題や地域の個性を明らかにし共通理解を得ておくことが取組への前提であり、そのための活動が欠かせない。このため、後続する地区或いは立ち止まっている地区に対しては、市の啓発活動に期待しつつ連動するとともに、地区からの要請に基づいて出前講座やワークショップなどを開催する。

加えて、「地域自治組織づくりマニュアル」の活用や「パンフレット」類の制作提供、「奈良市自治連合会だより」による広報、主要4団体役員や地域の担い手の方々を対象としたセミナーの継続開催、「地域ミーティング」の活用など、多面的な活動を展開するものとする。

4．市の地域自治協議会推進に向けた取組（要約）

（令和5年2月20日「奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会」で合意）

主要4団体への啓発活動・・・4団体に対して設立の必要性を理解いただくための説明会を開催することで、各団体の課題を共有し設立推進につなげる。

自治連合会への聞き取り調査・・・中核的な役割を担っていることから、地区役員に対して、進捗状況や設立に向けた課題を確認するためのヒアリングを行う。

市職員への啓発活動・・・自治協議会について、未だ認知されていない現状を踏まえ職員研修や職員ポータルを用いた周知・啓発を計画的に実施する。

その他事業・・・地区の担い手不足へ職員OBの人材バンク制度設計を検討するとともに、NPOや事業者の参加への働きかけを行い、自治協議会のプレゼンスの向上と設立推進に向けた取組を行っていく。

以上

令和5年度 奈良市自治連合会 会計予算（案）

【 収入の部 】

単位：円

科 目		前年度予算額	前年度決算額	予算	備考（算定根拠）
前 年 度 繰 越 金		407,130	407,130	619,120	令和4年度から
市 交 付 金	事 業 経 費	984,000	984,000	984,000	
	人 件 費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
連 合 会 費		490,000	490,000	490,000	@10,000円×49地区
参 加 負 担 金		448,000	745,600	448,000	懇親会 @8,000円×56名
		448,000		448,000	新年懇親会 @8,000円×56名
雑 収 入		10	11	10	預金利息・徽章代等
合 計		3,777,140	3,626,741	3,989,130	

【 支出の部 】

単位：円

会 議 費	会 議 時 賄 費	55,000	43,575	55,000	定例会・役員会等会議時お茶代
	ブロック会議費	30,000	1,598	30,000	3,000円×10ブロック
	総会・懇親会	448,000	404,800	448,000	会場費・飲食代
	新年懇親会	448,000	340,800	448,000	会場費・飲食代
活 動 費	部 会 活 動 費	100,000	0	150,000	講師謝礼等
	地域自治協議会検討委員会費	30,000	10,950	—	令和5年度から部会活動費に統合
	研 修 費	150,000	0	150,000	視察・研修実施経費
	旅 費	20,000	0	20,000	県自治連合会ほか活動経費
広 報 費	連 合 会 だ よ り	500,000	548,279	600,000	印刷代・送料・宛名ラベル(33、34号発行)
	活 動 の 手 引 き	320,000	298,573	350,000	印刷代・送料・宛名ラベル(令和5年度版発行)
	地域自治協議会広報資料	100,000	90,200	120,000	広報・周知用チラシ等
人 件 費		1,000,000	1,000,000	1,000,000	事務局臨時職員給料・残額は市へ戻入
労 働 保 険 料		14,000	10,497	14,000	事務局臨時職員労働保険料
通 信 運 搬 費		30,000	6,604	20,000	会議資料等送料・銀行振込手数料
消 耗 品 費		100,000	121,745	150,000	会議資料作成消耗品費等
備 品 費		0	0	0	
県自治連合会	会 費	90,000	90,000	90,000	年会費
	表 彰 式 負 担 金	40,000	40,000	40,000	表彰式負担金
	県外研修参加負担金	35,000	0	35,000	県外研修参加負担金
弔 慰 見 舞 金		10,000	0	10,000	入院見舞金・死亡弔慰金
予 備 費		257,140	0	259,130	
合 計		3,777,140	3,007,621	3,989,130	